

# 外国人コミュニティリーダー 設置要綱

## (目的)

第1条 本県在住の外国人等を「外国人コミュニティリーダー」(以下「リーダー」という。)に委嘱し、外国人住民と地域、行政等を結ぶ橋渡し役や災害時の自助・共助等の担い手として育成することにより、外国人が安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的とする。

## (定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人等 出入国管理及び難民認定法第2条の2に定める者、または本要綱第4条に規定する要件にすべて該当する日本人
- (2) 外国人コミュニティ 同国・地域出身者、居住地域により構成されるコミュニティ、または宗教や生活背景等を同じくする外国人住民のネットワークをいう。
- (3) SNS等 Facebook、Twitter、LINE等、インターネットを介した情報発信ツールをいう。

## (リーダーの任務)

第3条 リーダーの任務は、次のとおりとする。

- (1) 行政や自治会等が発信する生活情報や災害情報を、SNS等を使って外国人コミュニティに伝わる言語(母国語等)で広く発信すること
- (2) 県、市町、県国際交流協会が行う外国人住民に関するニーズ調査やアンケート調査等に協力すること
- (3) 県、市町、県国際交流協会が開催する災害に関する研修会や防災訓練等に参加すること
- (4) 年1回活動実績を報告すること
- (5) その他、第1条の目的を遂行するために必要と認めること

## (リーダーの要件)

第4条 リーダーは、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 本県に在住していること
- (2) 日本語能力試験N3レベル相当の日本語能力を有し、日本語で発信される生活情報や災害情報を外国人コミュニティに伝わる言語(母国語等)で正確に情報発信できること
- (3) 県内の外国人コミュニティにSNS等を通じて情報発信できること

## (リーダーの委嘱)

第5条 リーダーは、第4条の要件にすべて該当する者による応募ならびに市町等から推薦された候補者の中から福井県知事が委嘱する。

(委嘱期間)

第6条 リーダーの委嘱期間は任命日から1年とする。ただし、任期満了時にリーダー、知事双方から特別の申し出がない限り、自動的に再任されるものとする。

(応募・推薦手続き)

第7条 リーダーの応募ならびに推薦にあたり、次の各号に定める書類を本県へ提出する。

- (1) 候補者情報（様式1）
- (2) 候補者の顔写真
- (3) 在留カードの写し（外国人のみ）

(報酬等)

第8条 リーダーには予算の範囲内で活動費を支給することができる。

第9条 リーダーには任務の遂行のため、次に掲げるものを予算の範囲内で支給し、または提供することができる。

- (1) リーダー証
- (2) 県、市町の刊行物
- (3) その他知事が必要と認める物

(変更報告)

第10条 リーダーは、応募用紙の記載内容に変更があった場合は、速やかに本県に報告しなければならない。

(解嘱)

第11条 知事は、リーダーが次の各号のいずれかに該当する場合は、リーダーを解嘱することができる。

- (1) 応募内容に虚偽があった場合
- (2) リーダーから辞退の申し出があった場合
- (3) 事業の趣旨に反する行為があった場合
- (4) 第3条に規定する任務を行っていない場合
- (5) 第4条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (6) その他、知事がリーダーにふさわしくないと認めた場合

(その他)

第12条 その他必要なことは、別に定める。

附則 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。